



国民年金

国民年金保険料学生納付特例制度のお知らせ

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。

20歳以上の学生も国民年金に加入することになっていますが、収入が一定額以下の学生については、申請して承認を受けることにより、学生期間中の保険料の納付が猶予される『**学生納付特例制度**』があります。

この制度は、家族の収入に関係なく、学生本人の所得を基準として審査が行われます。ほとんどの場合、学生本人に所得がないことから、大部分の学生はこの制度に該当すると思われます。

保険料の納付猶予を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受け取ることができます。また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。

学生納付特例制度を申請される方は、役場の国民年金担当係で手続きをしてください。なお、令和6年度に保険料納付を猶予されている方で、令和7年度も在学予定の方へ、3月末から4月初めに日本年金機構からハガキ形式の申請書を送付いたします。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことで令和7年度の手続きができます。令和7年度は学生納付特例制度を利用せず、納付をご希望の場合は年金事務所までお問い合わせください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課（☎0279・22・1607）

建築確認手続きのルールが改正されます

4月以降の建築基準法などの改正概要は次のとおりです。今後建築などを考えている人は、建築士に相談してください。

●全ての建築物について

- ・原則、新築・増改築の際、省エネ基準適合が義務化されます。

●木造2階建戸建住宅などについて

- ・都市計画区域外でも建築確認手続きが必要になります。
- ・建築確認の手続きで構造・省エネなどの図書の提出が必要になります。
- ・大規模なリフォームでも建築確認手続きが必要になります。

※壁、柱、床、はり、屋根または階段の一種以上について行う過半の改修など（仕上材のみの改修などは除く）

●省エネ化について

建築物の省エネ化は、温室効果ガスの排出量抑制だけでなく、光熱費の負担軽減や、快適性等の向上につながるメリットがあります。また、5年後には省エネ基準の引き上げが予定されています。

《お問い合わせ先》 中之条土木事務所 建築係
☎0279-75-3047

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となる方は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

●老齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他の所得額の合計が、年金機構が定める所得基準額以下

●障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が4,721,000円^(※)以下である

※扶養親族等の数に応じて増額。

給付金の受け取りには「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要です。所得額が前年より低下したこと等により新たに支給対象となる方には、日本年金機構より手続き書をお送りしています。原則、お手続きいただいた翌月分から支給となりますので、速やかに請求手続きをお願いします。すでに給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。

給付金についてのお問い合わせは、基礎年金番号がわかるものをご用意いただき、下記までお願いします。

《お問い合わせ先》

- 納付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)
- 渋川年金事務所(代表) ☎0279-22-1614

令和7年度国税専門官

採用試験について

概要

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く
国税専門官(国家公務員)を募集します。

受験資格

- 1 平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの者
- 2 平成16年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験区分

国税専門A(法文系)、国税専門B(理工・デジタル系)

申込み方法等

○次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



(人事院 採用情報NAVI)

○受付期間

令和7年2月20日(木)午前9時～3月24日(月)「受信有効」

試験日

- 第1次試験日 令和7年5月25日(日)
第2次試験日 令和7年6月23日(月)～7月4日(金)
のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

《お問い合わせ先》

○インターネット申込みに関する問い合わせ

人事院人材局試験課

☎03・3581・5311 内線2332

午前9時から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

○右記以外の問い合わせ

関東信越国税局人事第二課試験係

☎048・600・3111 内線2097

午前8時30分から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

【群馬県自動車税事務所からのお知らせ】

自動車の登録手続きはお済みですか？

自動車税(種別割)は、**毎年4月1日現在**で運輸支局に登録されている自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に納付いただく税金です。

●次のような場合には、令和7年3月31日(月)までに、運輸支局で必ず手続きを行ってください。

【変更登録】……………住所、氏名に変更があった場合

【移転登録】……………自動車を下取りに出したり、他の人に譲渡した場合

【抹消登録】……………自動車を使しなくなった、または使用不能である場合

※登録手続きを委託した場合は、手続きが済んでいるか再度ご確認ください。

●登録手続きを済ませないと以下のようなことが起こります。

〈例〉○引っ越しをしたが、新住所に納税通知書が届かない。

○人に譲ったり、故障しているなど、既に使用していない車の税金を納めることになる。

○下取りに出したはずの車の税金を納めることになる。

転居等により**住所を変更(住民票の変更手続き済み)**したが、やむを得ず車検証の住所変更の手続きが遅れる場合は、「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の送付先を一時的に変更することができます。

自動車税(種別割)について

群馬県自動車税事務所

☎027-263-4343

群馬県吾妻行政県税事務所

☎0279-75-3300

《お問い合わせ先》

自動車の登録について

関東運輸局群馬運輸支局

☎050-5540-2021

※軽自動車、バイクには軽自動車税が課税されます。軽自動車税については、町村役場にお問い合わせください。



HPVワクチンの公費接種
高校1年相当が最終年度
小学6年～高校1年生相当の女の子が対象

高校1年相当 (平成20年度生まれ)の女の子と保護者の方へ

《公費によるHPVワクチン接種》

**2025年3月31日までにHPVワクチンを
1回以上接種した方は、2025年4月以降も
残りの接種を公費で受けられることになりました。**



期間は
2026年
3月31日
までです

○子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの公費による接種を提供しています。高校1年生相当の女の子は、最終年度にあたります。
○2024年夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃいます。そのため、2025年3月末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるようにしました。

今年の3月までに1回目の接種をしていれば、
公費で全3回の接種を完了することが可能です。



よくあるご質問

Q.いつまでに合計3回の接種を完了する必要がありますか？

A.2026年3月31日までは、合計3回の接種には6か月かかりますが、最短4か月で完了することもできます。

Q.公費による接種を希望していますが、まだ1回も受けていません。間に合いますか？

A.2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上受けている方が対象となるため、希望する場合は、2025年3月末までに1回目を受けることをご確認ください。

HPVワクチン接種について
もっと詳しく知りたい方はこちら

厚生労働省ホームページ
厚労省 HPV 検索



HPVワクチンに関する
よくあるQ&Aはこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2025年1月

平成9～19年度生まれの女性へ

♡ 公費によるHPVワクチン「キャッチアップ接種」期間についてのお知らせ

**2025年3月31日までに
HPVワクチンを1回以上接種した方は
2025年4月以降も 残りの接種を公費で受けられることになりました。**



○子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの接種を逃した方に、公費による接種の機会をご提供しています。
○2024年夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃいます。
そのため、2025年3月末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるようになりました。



今年の3月までに1回目の接種をしていれば、
公費で全3回の接種を完了することが可能です。

公費での
接種期間は
2026年
3月31日
までです

よくあるご質問

Q.いつまでに合計3回の接種を完了する必要がありますか？

A.2026年3月31日までです。合計3回の接種には6か月かかりますが、最短4か月で完了することもできます。

Q.公費による接種を希望していますが、まだ1回も受けていません。間に合いますか？

A.2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上受けている方が対象となるため、希望する場合は、2025年3月末までに1回目を受けることをご確認ください。

HPVワクチンの「キャッチアップ接種」に
ついてもっと詳しく知りたい方はこちら

厚生労働省ホームページ
厚労省 キャッチアップ 検索



HPVワクチンに関する
よくあるQ&Aはこちら



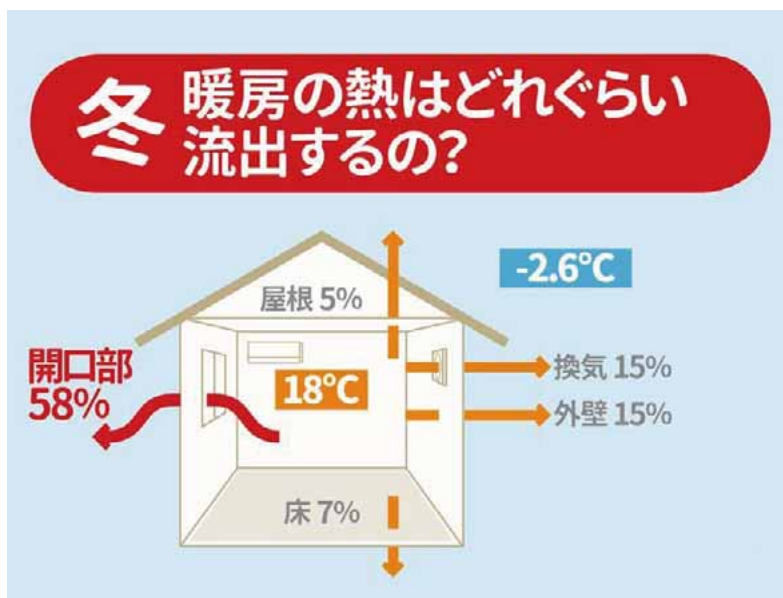
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2025年1月

カーボンニュートラル通信(3月号) 住宅の寒さ対策は「窓」

3月に入りましたが、まだまだ寒い日が続きます。ご家庭でできる寒さ対策(省エネ)は「窓」にあります。冬の暖房時の室内の熱の58%が窓から流出すると言われています。もちろん窓の断熱リフォームができれば大きな効果を得られますが、すぐに実践できる窓の省エネもあります。厚手で丈の長いカーテンを使用する、断熱シート・フィルムを貼る、夜は雨戸を閉めるなどです。また、ヒーターは冷気が入りやすい窓側に置くと、大きな効果が期待できます。

無理なくできる省エネのポイントを少しずつ取り入れて、カーボンニュートラルに取り組んでみてはいかがでしょうか。



出典: 経済産業省資源エネルギー庁「住宅による省エネ」

《お問い合わせ先》 高山村カーボンニュートラル推進協議会(事務局: 地域振興課)
☎0279-63-2111(内線21)

3月の星空

○星図の説明

15日午後8時の星空です。
月初めの午後9時、月末の午後7時頃にも
同じ星空になります。〔月〕を除く)

8日 月を見よう
9日 月を見よう
22日 星空さんぽ

★毎週水曜 『ほしぞら^{くじ}21時』
YouTube生配信
※詳細は、ぐんま天文台HPをご覧ください。

